

2026年3月23日

## マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てた合成繊維、 およびプラスチックの導入に関わる部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯、概要

エコマークでは、2020年に複数の事業者からの提案を受け、2022年9月に「エコマーク認定基準における「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針」を策定した。また、その取扱方針に基づき、2023年2月にエコマーク商品類型No.140「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装 Version1」認定基準に、分類 K(または I、J)として「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用したプラスチック製容器包装」([https://www.ecomark.jp/nintei/140/140V1\\_K\\_a.pdf](https://www.ecomark.jp/nintei/140/140V1_K_a.pdf))認定基準を制定した。

繊維製品の分野についても、2023年10月と2024年10月にエコマーク商品類型の繊維分野や「日用品」の認定基準における繊維製品で、バイオマス由来特性を割り当てた合成繊維を使用した製品を認定対象に加える提案を受け、「エコマーク認定基準における「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針」に基づき、繊維製品の基準、およびまだプラスチックの基準に導入されていない基準への「バイオマス由来特性を割り当てた合成繊維およびプラスチック」に関する基準項目を導入する改定を行う。

また、グリーン購入法の基本方針が2026年2月に改正され、「制服・作業服」等の繊維製品に係る基準において、バイオマス由来特性を割り当てた合成繊維を【判断の基準】に加える変更があったため、グリーン購入法の改定内容に合わせ、対象となる基準を追加した。なお、商品類型 No.103「衣服」等のバイオマス由来特性を割り当てた合成繊維の導入以外のグリーン購入法の改定に係る変更箇所等については、別資料にて記載する。

### 2. 対象となる商品類型

| No. | 類型名                       | 対象分類/【導入する基準】  |
|-----|---------------------------|--|
| 101 | かばん・スーツケース<br>Version1.13 | 【繊維】<br>B. 布製ショッピングバッグ、トートバッグ<br>C. 布製かばん<br>D. 合成皮革製／人工皮革製かばん<br>E. その他のかばん |
| 103 | 衣服Version3.9              | 【繊維】   |
| 104 | 家庭用繊維製品Version3.9         | 【繊維】   |
| 105 | 工業用繊維製品Version3.8         | 【繊維】   |
| 112 | 文具・事務用品Version2.11        | 【プラスチック】   |
| 119 | パーソナルコンピュータ<br>Version3.4 | 【プラスチック】   |
| 128 | 日用品Version1.29            | 【プラスチック】<br>A. 食器<br>【プラスチック、繊維】   |

| No. | 類型名                    | 対象分類/【導入する基準】   |
|-----|------------------------|---|
|     |                        | B. 台所・食卓・ランチ・レジャー用品<br>C. 台所用水切り、廃食用油吸収材、食用油濾過器<br>D. 洗たく・風呂場・サニタリー用品<br>E. 家庭用清掃用品、収納用品、室内装飾・芸術品<br>F. ダストコントロールマット<br>G. 化粧用具、家庭医療関連用品<br>H. ペット・園芸用品<br>I. ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品<br>K. 空き缶回収機器<br>M. その他 |
| 130 | 家具Version2.9           | 【プラスチック、繊維】   |
| 131 | 土木製品Version1.23        | 【プラスチック、繊維】<br>E. 造園・緑化材<br>F. 舗装・道路用材<br>I. 橋梁・河川・港湾用材<br>J. その他資材<br>【プラスチック】<br>G. 仮設材<br>H. 上・下水道材  |
| 143 | 靴・履物Version1.11        | 【プラスチック、繊維】<br>A. 革靴<br>B. ゴム製・プラスチック製・繊維製靴<br>C. その他の履物(和風履物、スリッパ、サンダル等)   |
| 159 | サーバ類Version1.3         | 【プラスチック】  |
| 166 | スマートフォン・携帯電話Version1.0 | 【プラスチック】<br>A. スマートフォン<br>B. 携帯電話   |
| 167 | 清掃用資材Version1.2        | 【プラスチック、繊維】<br>B. 清掃用具  |

3. 改定日:2026年4月1日

4. 改定箇所(追加:下線部、削除:見え消し) <改定箇所のみ抜粋>

【各認定基準書共通(該当部分のみ記載)】

・3. 用語の定義:バイオマス関連部分を抜粋

|   |   |
|---|---|
| バイオマス                                       | もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。本方針では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源のことをいう。  |
| バイオマス合成繊維                                   | バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維。  |
| バイオマスプラスチック                                 | 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベース合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)、およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。<br>※ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される <sup>14</sup> C 法によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの |
| バイオベース合成ポリマー含有率                             | 製品(または認定の基準で指定する部分)に占めるバイオマス合成繊維に含まれるバイオマス原料分の比率。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content: amount of biobased synthetic polymer present in the product)。                 |
| <u>バイオマス由来特性を割り当てた合成繊維(バイオマス割当合成繊維)</u>     | <u>バイオマス割当プラスチックを原料とする合成繊維</u>  |
| <u>バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(バイオマス割当プラスチック)</u> | <u>化石由来の原料からプラスチックを製造する工程に、バイオマス原料由来の有機化合物(炭化水素、脂肪酸、アルコールなど)を混合して製造されたプラスチックのうち、マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックをいう。</u>  |
| <u>マスバランス方式(マスバランスアプローチ)</u>                | <u>原料から製品への加工・流通工程において、ある特性を持った原料(例:バイオマス由来原料)がそうでない原料(例:石油由来原料)と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割当を行う手法をいう。</u>  |

【バイオマス割当合成繊維】

エコマーク商品類型 No.103「衣服 Version3.9」(該当部分のみ記載)

4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法 : (2)の選択項目に B として追加

申込製品は、以下の(1)~(5)の基準項目のいずれか 1 つの項目を選択し、適合すること。

(2) 次の A.または B.に適合すること。

A.バイオマス合成繊維

製品全体の総質量(繊維部分質量)における、バイオベース合成ポリマー含有率が 12%以上であること。かつ、製品全体の総質量(繊維部分質量)に占めるバイオマス合成繊維の質量割合が 30%以上であること。ただし、作業用手袋については、表 3 を満たすこと。なお、小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料にバイオマスプラスチックを使用する場合には、そのバイオマスプラスチック(原料樹脂)分をバイオマス合成繊維

維として、バイオベース合成ポリマー含有率およびバイオマス合成繊維の質量割合の計算に計上してもよい。

バイオマス合成繊維およびバイオマスプラスチック(原料樹脂)は、以下①および②の要件を満たすこと。

- ①原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。
- ②バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

表 3 個別製品における要件

| 製品    | バイオベース合成ポリマー含有率および質量割合  |
|-------|---|
| 作業用手袋 | 製品全体の総質量(繊維部分質量)におけるバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であり、かつバイオマス合成繊維の質量割合が 25%以上であること。 |

## B.バイオマス割当合成繊維

製品全体の総質量(繊維部分質量)におけるバイオマス由来特性の割当率は 25%以上であること。ただし、作業用手袋については、表 4 を満たすこと。バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)は、以下①および②の要件を満たすこと。

- ①原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。
- ②バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

表 4 個別製品における要件

| 製品    | バイオマス由来特性の割当率                                  |
|-------|--|
| 作業用手袋 | 製品全体の総質量(繊維部分質量)におけるバイオマス由来特性の割当率が 25%以上であること。 |

### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。

### A.バイオマス合成繊維

また、申込者または製造事業者は製品全体に占めるバイオベース合成ポリマー含有率およびバイオマス合成繊維の質量割合、繊維材料供給事業者または原料樹脂供給者によるバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。(中略)

### **B.バイオマス割当合成繊維**

以下 a)～c)の全ての要件を満たす資料を提出すること。

a) 繊維部分質量中のバイオマス由来特性の割当率を記載した証明書、およびその根拠資料(製品仕様書など)を提出すること。

バイオマス由来特性の割当率の適正な維持管理として、プラスチック(原料樹脂)のサプライチェーンの各製造事業者等が、バイオマス由来特性の割当に関わる生産分における、全原料投入量と生産量の年間実績および割当率(根拠となる資料を含む)を集計して記録すること。また、第三者による監査または認証(プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けていることを証明する資料(監査報告書、認定証の写しなど)を提出すること。なお、根拠となる文書類は5年間保管すること。

b) プラスチック(原料樹脂)の製造に原料として混合するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。証明方法としては、バイオマス原料の素性(栽培地または廃棄物・副産物等の発生過程など)および樹脂製造までの一連の製造工程のフロー図(化学原料化、基礎化学品(モノマー)の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは国際認証制度の認証を示す資料を提出すること。

c) バイオマス割当については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の化石資源由来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。証明方法としては、第三者による LCA 評価の結果を提出すること(LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチック(原料樹脂)の持続可能性を検証する国際認証制度において LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。

### **4-3.バイオマス割当合成繊維製品への表示に関する基準と証明方法**

(16)製品、包装、ウェブサイトまたはカタログ等での環境情報は、環境省「環境表示ガイドライン」を順守するとともに、以下を満たすこと。

1) エコマーク認定の理由が、正しく消費者に伝わるように情報を付記すること。

例「バイオマス由来特性を〇%割り当てた合成繊維」など

#### **【表示できない例】**

バイオマス原料が実配合されていると誤認される可能性のある表記は行わないこと。

- ・バイオマス原料を「使用」または「含む」等の実配合を想起する表現
- ・バイオベース合成ポリマー含有率〇%

・バイオマス度〇%

2) マスバランス方式で管理された同一製品群のうち、バイオマス由来特性の割当を行っていない製品に、バイオマス原料が含有する等の主張をしないことを誓約すること。また、同一製品の構成材料(または分子構造)にマスバランス方式による材料と、実配合による材料が混在する場合には、それらを区別して主張すること(合算等してはならない)。

例 : バイオマス由来のエチレングリコールとバイオマス由来特性を割り当てたテレフタル酸から PET を製造した商品

**【証明方法】**

環境表示の原稿等を提出すること。また、2)については誓約する文書を提出すること。

エコマーク商品類型 No.104「家庭用繊維製品Version3.9」(該当部分のみ記載)

4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法：(2)の選択項目にBとして追加

申込製品は、以下の(1)～(5)の基準項目のいずれか1つの項目を選択し、適合すること。

(2)次のA.またはB.に適合すること。

**A.バイオマス合成繊維**

製品全体の総質量(繊維部分質量)における、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。かつ、製品全体の総質量(繊維部分質量)に占めるバイオマス合成繊維の質量割合が25%以上であること。ただし、ニードルパンチカーペットについては、表3を満たすこと。(中略)

**B.バイオマス割当合成繊維**

製品全体の総質量(繊維部分質量)におけるバイオマス由来特性の割当率は25%以上であること。ただし、ニードルパンチカーペットについては、表4を満たすこと。なお、小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料にバイオマス割当プラスチックを使用する場合には、そのバイオマス割当プラスチック分をバイオマス割当合成繊維として、割当率の計算に計上してもよい。バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)は、以下①および②の要件を満たすこと。

①原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表1(a)「バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表1(a)の提出に代えることができる。

②バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

表4 個別製品における要件

| 製品           | バイオマス由来特性の割当率  |
|--------------|--|
| ニードルパンチカーペット | 製品全体の繊維部分質量に樹脂部分並びに無機質などを加えた総質量におけるバイオマス由来特性の割当率が25%以上であること。 |

(証明方法、および4-3(16)の追記等については、No.103の内容と同様のため、略)

※No.101分類B、No.105・128・130・131の基準へのバイオマス割当合成繊維の導基準の導入は、上記と同等の内容のため、略

エコマーク商品類型 No.101「かばん・スーツケース」分類 C～E(該当部分のみ記載)

4-1.環境に関する基準と証明方法

(1)製品は、別表 2「長期使用設計チェックリスト」において、10 ポイント以上の項目に適合すること。

別表 2 長期使用設計チェックリスト

チェック項目設定の考え方は、「解説」B-1 項(5 ページ)を参照ください

| 分類    | No.                                | 要求   | 対象                     | 実現                         | 獲得ポイント数          | 添付資料  | ねらい      |
|-------|------------------------------------|--|------------------------|----------------------------|------------------|---|----------|
| 構造と縫製 | 1                                  | 本体のまとめの縫製は二度縫いがされているか。   | 本体部分                   | はい/いいえ                     | 1                | なし  | 糸のほつれ防止  |
|       | 2                                  | 特に力が掛かりやすい部分は二度縫い、バータック加工(棒状の補強縫製)、並縫いの途中の返し針、鉸・カシメ・リベット止めなどの補強がされているか。  | 持ち手やショルダーの付け根部分、ポケット部分 | はい/いいえ                     | 1                | 本書類に補強の内容を記入( )   | 糸のほつれ防止  |
|       | 3                                  | 縫合部の生地の切り口は、裁断面が表に出ないような縫製がされているか、あるいは縁を縫い付ける、パイピングを行うなどのほつれ防止対策がされているか。   | 本体の縫合部                 | はい/いいえ                     | 1                | 本書類に対策の内容を記入( )   | 糸のほつれ防止  |
|       | 4                                  | 裏地の取付箇所は、補強縫製がされているか。  | 本体裏地の取付箇所              | はい/いいえ                     | 1                | 本書類に対策の内容を記入( )   | 糸のほつれ防止  |
|       | 5                                  | ファスナーの取替え(縫い直し)を前提に設計がされているか。  | 本体のファスナー開口部            | はい/いいえ                     | 1                | なし  | 修理の容易化   |
|       | 6                                  | 磨耗しやすい部分は、他の部分より丈夫な生地を用いる、補強部材でガードするなどの対策がされているか。  | 本体部分(かど)、持ち手           | はい/いいえ                     | 1                | 本書類に対策の内容を記入( )   | 長期使用の促進  |
|       | 7                                  | 製造事業者(製品企画者を含む)は、申込製品の企画段階からフィールドテストを行い、不具合が発生しないか、不具合が出た箇所について対策を行ったか。  | 製品全体                   | はい/いいえ                     | 1                | なし  | 長期使用の促進  |
|       | 8                                  | 製造事業者(製品企画者を含む)は、高温・多湿などの過酷な条件下において、申込製品の耐久性試験を行ったか。   | 製品全体                   | はい/いいえ                     | 1                | なし  | 長期使用の促進  |
|       | 9                                  | 縫い目から生地が破断してしまわないよう、生地の材質に応じて、適正な縫い目のピッチ(間隔)で縫製を行ったか。  | 製品全体                   | はい/いいえ                     | 1                | なし  |          |
| 材料の選択 | 10                                 | 表地の[ x ]%以上にリサイクル繊維、または再生プラスチックを使用しているか。   | 製品全体(表地)               | X ≥ 50<br>X ≥ 40<br>X ≥ 20 | 3<br>2<br>1      | 製品質量割合証明書(記入表 101-18A)および原料供給証明書(記入表 101-5)   | 環境負荷低減効果 |
|       | 11                                 | 表地の[ x ]%以上にバイオマス合成繊維、またはバイオマスプラスチックを使用し、バイオベース合成ポリマー含有率が[ y ]%以上であるか。   | 製品全体(表地)               | X ≥ 25 かつ<br>Y ≥ 10        | 1                | 製品質量割合証明書(記入表 101-18C①)、原料供給証明書(記入表 101-8)、記入表 101-9(a)、記入表 101-9(c) ※その他、分類 B:4-1(1)e を参照<br>※エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料の場合:記入表 101-9(b) | 環境負荷低減効果 |
|       | 12                                 | 表地に[ x ]%以上バイオマス割当合成繊維、またはバイオマス割当プラスチックを使用しているか。   | 製品全体(表地)               | X ≥ 25                     | 1                | 製品質量割合証明書(記入表 101-18C②)、記入表 101-9(a) ※その他、分類 B:4-1(1)f を参照  | 環境負荷低減効果 |
|       | 132                                | ファスナーは、JIS S3015 の強度規格を満足するものを採用しているか。   | ファスナー                  | はい/いいえ                     | 1                | 採用するファスナーが JIS 規格に適合していることを証明する試験結果(JIS 認定工場の写しでも可)   | 長期使用の促進  |
|       | 143                                | ファスナーは、スライダーの交換が可能なものを採用しているか。   | ファスナー                  | はい/いいえ                     | 1                | なし  | 修理の容易化   |
|       | 154                                | 縫製糸は、ナイロン糸や、番手の太いもの(20 番以上)を採用しているか。   | 製品全体(主要部分)             | はい/いいえ                     | 1                | なし  | 長期使用の促進  |
|       | 165                                | 生地は、たて糸・よこ糸の太さが太いものや、強撚糸ナイロン、アラミド繊維ナイロン(パリスティックナイロン)など強度に優れたものを採用しているか。  | 製品全体(主要部分)             | はい/いいえ                     | 1                | 本書類に選択した材料を記入( )  | 長期使用の促進  |
|       | 176                                | 生地は、JIS L0849 にもとづく摩擦染色堅牢度が乾燥・湿潤ともに 3 級以上のものを採用しているか。  | 製品全体(主要部分)             | はい/いいえ                     | 1                | JIS L 0849 にもとづく試験結果(写しでも可)   | 長期使用の促進  |
| 187   | 金具同士が擦れ合う箇所は、摩擦に強い金属(鉄など)を採用しているか。 | 肩ひもの取り付けフック部分など  | はい/いいえ                 | 1                          | 本書類に選択した材料を記入( ) | 長期使用の促進   |          |
| 長期使用化 | 198                                | 1 年間以上(ランドセルについては、6 年間以上)の長期保証制度が用意されているか。なお、長期保証制度は、保証開始日と保証期間、ならびに保証内容(保証対象となる部分、請求できる内容(修補請求など))を明確にしていることを条件とする。 | 製品全体                   | はい/いいえ                     | 3                | 製品の長期保証制度の概要を説明する資料(品質保証書など)  | 長期使用の促進  |
| 合計    |                                    |  |                        |                            |                  | ポイント ⇒ 判定:  | 適合・不適合   |

エコマーク商品類型 No.143「靴・履物」分類 A・B(該当部分のみ記載)

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.環境に関する共通基準と証明方法

(10)製品は別表 1「環境配慮設計チェックリスト」において、10 ポイント以上の項目に適合すること。

| ねらい             | No   | 要求  | 実現     | ポイント           | 添付資料  |
|-----------------|--|---|--------|----------------|---|
| 環境負荷低減に資する原材料使用 | 1  | 製品の一部の部材(部品)に別表 2 のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしている。  | はい/いいえ | 2<br>1 部材あたり   | 別表 2 証明方法参照。(バイオマス以外)記入表 143-14、繊維: 記入表 143-15~17 のいずれか、プラスチック・ゴム: 記入表 143-18~19、木材: 記入表 143-20、記入表 143-21~23 のいずれか。(バイオマスおよびバイオマス由来特性の割当)合成繊維: 記入表 143-24・25・26、プラスチック: 記入表 143-25・26。 |
| 接着剤のVOC低減       | 2  | 甲部の縫製に使用する接着剤が水系またはホットメルト接着剤である。あるいは両面テープなどを使用し、接着剤を使用していない。                                      | はい/いいえ | 1              | 以下に甲部の縫製に使用する接着剤名を記入( )   |
|                 | 3  | 甲部と底部の接着に使用する接着剤が水系またはホットメルト接着剤である(2ポイント)。または、甲部と底部の接着に接着剤を使用していない(3ポイント)。                        | はい/いいえ | 2 または 3        | 以下に甲部と底部の接着に使用する接着剤名を記入( )  |
|                 | 4  | 接着剤は全て、トルエン、キシレンの添加のないものを使用している。  | はい/いいえ | 2              | 接着剤適合証明書(記入表 143-5)   |
| 長期使用促進、手入れの容易化  | 5  | 表底にポリエステル系ポリウレタンを使用していない。または、表底にポリウレタンを使用する場合は、エーテル系ポリウレタンあるいは加水分解しないように改良されたポリウレタンを使用している。       | はい/いいえ | 2              | 使用材料証明書に記入(記入表 143-2)<br>加水分解しないように改良されたポリウレタンを使用している場合は、それを証明するデータ等  |
|                 | 6  | 表底にポリウレタンを使用していない製品で、靴の製造年月を製品本体、製品ラベル、製品下げ札などのいずれかに表示している。                                       | はい/いいえ | 2              | 製造年月を記載した該当部分(写しまたは原稿でも可)   |
|                 | 7  | 靴の部材ごとの製造年月、産地を消費者等の求めに応じて情報開示できる体制にある。   | はい/いいえ | 1              | 情報開示の体制について説明した文書   |
|                 | 8  | 甲材に、異なる複数の素材を複合的に使用していない。(例: 甲革+PP 製縁取りなど)  | はい/いいえ | 1              | 製品カラー写真(エコマーク商品認定・使用申込書に添付するもの)   |
|                 | 9  | 表底またはヒール、ヒールプラグの取替えなど、製品の部位の交換が容易な構造となっている。(付属品の交換は除く)  | はい/いいえ | 3              | 部位の交換が容易な構造となっていることを具体的に説明する文書  |
| 10              | 靴を長持ちさせるための正しい履用方法または手入れを推奨して長期使用を促す表示(例、長くお使いいただくために手入れをしましょう等)をしている。 | はい/いいえ  | 1      | 記載内容が確認できる表示部分 |   |
| 省資源             | 11   | ストーンやチェーン、ビーズ、金属箔等の機能と関係のない装飾用部品を使用していない。   | はい/いいえ | 1              | 製品カラー写真(エコマーク商品認定・使用申込書に添付するもの)   |
|                 | 12   | 申込製品の底部の部品に他の製品と同素材、同形状で共通化されている部品がある(付属品は除く)。共通化されている他の製品が 1 品番の場合は 2 ポイント、2 品番以上の場合は 3 ポイントとする。 | はい/いいえ | 2 または 3        | 申込製品の底部の部品が他の製品と共通化されていることを具体的に説明する文書   |
|                 | 13   | 1 足箱に使用する紙材料は、古紙パルプ配合率 70%以上である。  | はい/いいえ | 1              | なし  |
|                 | 14   | 1 足箱に使用する紙材料は、ラミネートコーティングなど廃棄後の古紙リサイクルに不向きな加工を行っていない。   | はい/いいえ | 1              | なし  |

別表 2

| 材料区分   | 材料名   | 当該部材(部品)における基準配合率(質量%)              |
|--------|---|-------------------------------------|
| 繊維     | 未利用繊維、反毛繊維  | 10%以上                               |
|        | ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維                             | 40%以上<br>繊維由来リサイクル繊維は25%以上          |
|        | 無漂白綿、酸素系漂白綿(過酸化水素、オゾンなど)かつ、蛍光増白剤の使用がない(別表3-1も満たすこと) | 70%以上                               |
|        | オーガニックコットン<br>オーガニックコットン(転換期)<br>(注1参照)             | 30%以上                               |
|        | バイオマス合成繊維   | 3025%以上<br>かつ、バイオベース合成ポリマー含有率120%以上 |
|        | <u>バイオマス割当合成繊維</u>                                  | <u>30%以上(※割当率)</u>                  |
| プラスチック | 再生プラスチック  | 20%以上                               |
|        | バイオマスプラスチック   | バイオベース合成ポリマー含有率25%以上                |
|        | <u>バイオマス割当プラスチック</u>                                | <u>25%以上(※割当率)</u>                  |
| ゴム     | 再生ゴム  | 20%以上                               |
| 木材     | 間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維                                | 100%                                |

(注 1)オーガニックコットンはトレーサビリティが取れており、申込製品または申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地について、認証機関による証明が可能なものであること。オーガニックの要件は EC 規則、USDA/NOP(米国農務省 National Organic Program)または IFOAM(国際有機農業運動連盟)認定プログラムなどと同等の基準要件に従ったものとし、転換期のオーガニックコットンも含む。

(注 2)バイオマスプラスチックまたはバイオマス合成繊維を使用する製品は、以下 a および b の要件を満たすこと。バイオマス割当プラスチックまたはバイオマス割当合成繊維を使用する製品は、以下 a~c の要件を満たすこと。

a.原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック、およびバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。

b.バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

c.製品、包装、ウェブサイトまたはカタログ等での環境情報は、環境省「環境表示ガイドライン」を順守するとともに、以下を満たすこと。

1) エコマーク認定の理由が、正しく消費者に伝わるように情報を付記すること。

例「バイオマス由来特性を〇%割り当てた合成繊維」など

【表示できない例】

バイオマス原料が実配合されていると誤認される可能性のある表記は行わないこと。

・バイオマス原料を「使用」または「含む」等の実配合を想起する表現

・バイオベース合成ポリマー含有率〇%

・バイオマス度〇%

2) マスバランス方式で管理された同一製品群のうち、バイオマス由来特性の割当を行っていない製品に、バイオマス原料が含有する等の主張をしないことを誓約すること。

また、同一製品の構成材料(または分子構造)にマスバランス方式による材料と、実配合による材料が混在する場合には、それらを区別して主張すること(合算等してはならない)。

(注 3)人工皮革、合成皮革に上記材料を使用する場合は、繊維の基準配合率を適用する。

エコマーク商品類型 No.143「靴・履物」分類 C(該当部分のみ記載)

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.環境に関する共通基準と証明方法

(2) 製品全体の質量または表面積の 50%以上を占める部材(部品)に表 1 のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしていること。

表 1 製品全体の質量/表面積の 50%以上を占める部材の材料区分の総質量における基準配合率

| 材料区分   | 材料名  | 基準配合率(質量%)                          |
|--------|--|-------------------------------------|
| 繊維     | 未利用繊維、反毛繊維   | 10%以上                               |
|        | ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維                                    | 40%以上<br>繊維由来リサイクル繊維は25%以上          |
|        | 無漂白綿、酸素系漂白綿(過酸化水素、オゾンなど)<br>かつ、蛍光増白剤の使用がない<br>(表2-1も満たすこと) | 70%以上                               |
|        | オーガニックコットン、<br>オーガニックコットン(転換期)<br>(注1参照)                   | 30%以上                               |
|        | バイオマス合成繊維  | 3025%以上<br>かつ、バイオベース合成ポリマー含有率120%以上 |
|        | <u>バイオマス割当合成繊維</u>   | <u>30%以上(※割当率)</u>                  |
| プラスチック | 再生プラスチック   | 20%以上                               |
|        | バイオマスプラスチック  | バイオベース合成ポリマー含有率25%以上                |
|        | <u>バイオマス割当プラスチック</u>                                       | <u>25%以上(※割当率)</u>                  |
| ゴム     | 再生ゴム   | 20%以上                               |
| 木材     | 間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維                                       | 100%                                |

(注 1)オーガニックコットンはトレーサビリティが取れており、申込製品または申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地について、認証機関による証明が可能なるものであること。オーガニックの要件は EC 規則、USDA/NOP(米国農務省 National Organic Program)または IFOAM(国際有機農業運動連盟)認定プログラムなどと同等の基準要件に従ったものとし、転換期のオーガニックコットンも含む。

(注 2)人工皮革、合成皮革に上記材料を使用する場合は、繊維の基準配合率を適用する。

(表 2-1、2-2 略)

【証明方法】

当該部材(部品)における表 1 の材料の質量割合を記載した証明書、および以下の原料証明書を提出すること。

(中略)

バイオマス割当プラスチックを使用する場合は、当該部材(部品)におけるバイオマス由来特性の割当率を記載した証明書、およびその根拠資料(製品仕様書など)を提出すること。バイオマス割当合成繊維を使用する場合は、当該部材(部品)におけるバイオマス由来特性の割当率を記載した証明書、およびその根拠資料(製品仕様書など)を提出すること。バイオマス由来特性の割当率の適正な維持管理として、プラスチック(原料樹脂)のサプライチェーンの各製造事業者等が、バイオマス由来特性の割当に関わる生産分における、全原料投入量と生産量の年間実績および割当率(根拠となる資料を含む)を集計して記録すること。また、第三者による監査または認証(プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けてい

ることを証明する資料(監査報告書、認定証の写しなど)を提出すること。なお、根拠となる文書類は5年間保管すること。

いずれの原料も、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、バイオマス由来特性の割当率を記載した証明書およびその根拠資料(製品仕様書など)、プラスチック(原料樹脂)のサプライチェーンの各製造事業者等のバイオマス由来特性の割当に関わる生産分における全原料投入量と生産量の年間実績および割当率の記録、第三者による監査または認証を受けていることを証明する資料についての証明書に代えることができる。

エコマーク商品類型 No.167「清掃用資材」分類 B(該当部分のみ記載)

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.共通基準と証明方法

(2)以下の a または b を満たすこと。

a.製品を構成する主要材料(金属材料が製品全体質量の 50%以上を占める製品は、金属材料を除いた主要材料)に占める再生材料等の質量割合が、別表 3(a)の区分①～③の基準配合率を満たすとともに別紙 1 に適合すること。なお、別表 1 の本体で申込む場合において、交換部品や消耗(部)品は主要材料に含めない。

b.ウエス、不織布クロス、不織布シート(フロア清掃用)については、別表 3(b)を満たすこと。また、モップ糸(ラグ)については、別表 3(b)を満たす、または基準項目(12)を満たすこと。

(証明方法略)

別表 3(a). 主要材料毎の再生材料およびバイオマスプラスチック/合成繊維などの基準配合率一覧

| 主要材料                              | 区分                                    |                             | 基準配合率   |   |
|-----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|---|---|
| A.木材                              | ①再・未利用木材                              |                             | 100%<br>*1  | 低位利用木材のうち小径材において、用語の定義 a あるいは b に該当する場合の森林認証については、別紙に記載の補足を満たしているものであること。                           |
|                                   | ②再・未利用木材以外の木材<br>(森林認証木材)             |                             | 70% 以上  | 質量割合はクレジット方式による認証方式でもよい。  |
| B.プラスチック                          | 再生プラスチック                              | ③プレコンシューマ材料                 | 50% 以上  |   |
|                                   |                                       | ④ポストコンシューマ材料                | 25% 以上  |   |
|                                   |                                       | ⑤プレコンシューマ材料+<br>ポストコンシューマ材料 | 50% 以上  | ポストコンシューマ材料は質量に 2 を乗じて計算し、左記の基準配合率を満たすこと。   |
|                                   | ⑥バイオマスプラスチック・<br><u>バイオマス割当プラスチック</u> |                             | 25% 以上  | <u>バイオマスプラスチック:バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上を満たすこと。</u><br><u>バイオマス割当プラスチック:バイオマス由来特性の割当率が 25%以上であること。</u> |
| C.繊維                              | ⑦未利用繊維                                |                             | 10% 以上  | ただし、キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は 70%以上を満たすこと。   |
|                                   | リサイクル繊維                               | ⑧反毛繊維                       | 10% 以上  |   |
|                                   |                                       | ⑨ポリマーリサイクル繊維                | 50% 以上  | 樹脂量として再生ポリマー50%以上を満たすこと。  |
|                                   |                                       |                             | 25% 以上  | 繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上を満たすこと。  |
|                                   |                                       | ⑩ケミカルリサイクル繊維                | 50% 以上  | モノマー量として再生モノマーが 50%以上を満たすこと。  |
|                                   |                                       |                             | 25% 以上  | 繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上を満たすこと。  |
|                                   | ⑪その他のリサイクル繊維                          |                             | 50% 以上  |   |
| ⑫バイオマス合成繊維・<br><u>バイオマス割当合成繊維</u> |                                       | 25% 以上                      | <u>バイオマス合成繊維:バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上を満たすこと。</u><br><u>バイオマス割当合成繊維:バイオマス由来特性の割当率が 25%以上であること。</u> |   |
| ⑬セルロース系化学繊維                       |                                       | 70% 以上                      | 森林認証材または、コットンリントナーからなる原料(セルロース)が 70%以上を満たすこと。   |   |

\*1:質量割合は、気乾状態\*2 または 20±2℃、湿度 65±5%で恒量\*3 に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

\*<sup>2</sup>:通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。なお、国内外の公的な乾燥材含水率基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適用できることとする。

## 【バイオマス割当プラスチック】

### エコマーク商品類型 No.128「日用品」分類 A~I・K・M)(該当部分のみ記載)

#### ・4-1.環境に関する基準と証明方法

#### ・4-1-2.材料に関する基準と証明方法:プラスチック材料の項目として追加(例示:分類 B)

### C.プラスチック

(16)プラスチックは、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 50%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマーの質量割合が 60%以上であること。  
フィルム製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 40%以上であること。  
合成紙製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 50%以上であること。  
バイオマスプラスチックを使用する製品、およびバイオマス割当プラスチックを使用する製品は、本項目に代えて基準項目(17)を満たすこと。  
(証明方法略)

(17)次の A.または B.に適合すること。

#### A.バイオマスプラスチック

バイオマスプラスチックを使用する製品は、以下 a~c の全ての要件を満たすこと。

- a.プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が 25%以上であること。
- b.プラスチック製造に原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。
- c.バイオマスプラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub> 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

#### B.バイオマス割当プラスチック

バイオマス割当プラスチックを使用する製品は、d~gの要件を全て満たすこと。

- d.プラスチック中のバイオマス由来特性の割当率が 25%以上であること。
- e.原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)「バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。
- f.バイオマス割当プラスチック(原料樹脂)については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガ

スの排出量(CO<sub>2</sub> 換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。

g. 製品、包装、ウェブサイトまたはカタログ等での環境情報は、環境省「環境表示ガイドライン」を順守するとともに、以下を満たすこと。

1) エコマーク認定の理由が、正しく消費者に伝わるように情報を付記すること。

例「バイオマス由来特性を〇%割り当てたプラスチックを使用」など

**【表示できない例】**

バイオマス原料が実配合されていると誤認される可能性のある表記は行わないこと。

- ・バイオマス原料を「使用」または「含む」等の実配合を想起する表現
- ・バイオベース合成ポリマー含有率〇%
- ・バイオマス度〇%

2) マスバランス方式で管理された同一製品群のうち、バイオマス由来特性の割当を行っていない製品に、バイオマス原料が含有する等の主張をしないことを誓約すること。  
また、同一製品の構成材料(または分子構造)にマスバランス方式による材料と、実配合による材料が混在する場合には、それらを区別して主張すること(合算等してはならない)。

例 1 バイオマス由来特性を割り当てた PS フィルムとバイオ PE(実配合)のフィルムを積層した多層フィルムを生産する製品

例 2 バイオマス由来のエチレングリコールとバイオマス由来特性を割り当てたテレフタル酸から PET を製造した製品

**【証明方法】**

**A.バイオマスプラスチック**

a. プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうちバイオマスプラスチック(原料樹脂)については、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される <sup>14</sup>C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。(中略)

**B.バイオマス割当プラスチック**

d. プラスチック中のバイオマス由来特性の割当率を記載した証明書、およびその根拠資料(製品仕様書など)を提出すること。

バイオマス由来特性の割当率の適正な維持管理として、プラスチック(原料樹脂)のサプライチェーンの各製造事業者等が、バイオマス由来特性の割当に関わる生産分における、全原料投入量と生産量の年間実績および割当率(根拠となる資料を含む)を集計して記録すること。また、第三者による監査または認証(プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けていることを証明する資料(監査報告書、認定証の写しなど)を提出すること。なお、根拠となる文書類は 5 年間保管すること。

e. プラスチック(原料樹脂)の製造に原料として混合するバイオマスの持続可能性については、別表 1(a)に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 1(a)の提出に代えることができる。証明方法としては、バイオマス原料の素性(栽培地または廃棄物・副産物等

の発生過程など)および樹脂製造までの一連の製造工程のフロー図(化学原料化、基礎化学品(モノマー)の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは国際認証制度の認証を示す資料を提出すること。

f. バイオマス割当については、製品ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出量(CO<sub>2</sub> 換算)が、代替しようとする従来の化石資源由来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。証明方法としては、第三者によるLCA評価の結果を提出すること(LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチック(原料樹脂)の持続可能性を検証する国際認証制度において LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。

g. 環境表示の原稿等を提出すること。また、2)については誓約する文書を提出すること。

※No.112・130・131・167の基準へのバイオマス割当プラスチック基準の導入は、上記と同等の内容のため、略。

[エコマーク商品類型 No.119「パーソナルコンピュータ Version3.4」、  
No.159「サーバ類 Version1.3」、No.166「スマートフォン・携帯電話 Version1.0」](#)

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

(1)【必須項目】、【選択項目】

製品は、別表1の「製品設計チェックリスト」に適合すること。

【証明方法】  
本項目への適合を付属証明書に記載すること。および記入表1「製品設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、提出すること。

別表1 製品設計チェックリスト

| No                         | 要求  | 対象部品          | カテゴリ    | 実現   | 解説       |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
|----------------------------|---|---------------|---------|--|----------|--------------------------------------|----------------------------|---------|--------------------------|--|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------------|
| A. リデュースの評価                |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
| 【製品の省資源化】                  |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
| 2                          | 筐体または部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体または部品の一つに再生プラスチック、またはバイオマスプラスチックまたはバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(バイオマス割当プラスチック)であって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているか。 | 筐体またはプラスチック部品 |         | <p>□はい/□いいえ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品名(素材名)</th> <th>再生プラスチック部品/バイオマスプラスチック/バイオマス割当プラスチック</th> <th>部品質量(g)</th> <th>配合率*(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>*配合率=バイオマスプラスチックの場合、バイオベース合成ポリマー含有率<br/>*バイオマス割当プラスチックの場合、割当率</p> <p>少なくとも1つの部品以上に使用することが求められ、配合率(または割当率)は問わない。<br/>「環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックまたはバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」とは、以下の方針「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱い」を参考に以下の観点を自主的に評価したものをいう。<br/>・エコマーク認定基準における「バイオマスプラスチック」の取扱方針(<a href="https://www.ecomark.jp/info/release/PR22-11.html">https://www.ecomark.jp/info/release/PR22-11.html</a>)<br/>・エコマーク認定基準における「バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック」の取扱方針(<a href="https://www.ecomark.jp/info/release/PR22-05.html">https://www.ecomark.jp/info/release/PR22-05.html</a>)<br/>→バイオマスプラスチック(原料樹脂)のトレーサビリティ<br/>→バイオベース合成ポリマー含有率の確認<br/>→環境負荷低減効果の確認<br/>→有害物質の確認<br/>→使用後のリサイクル性</p> | 部品名(素材名) | 再生プラスチック部品/バイオマスプラスチック/バイオマス割当プラスチック | 部品質量(g)                    | 配合率*(%) |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <p>【必須項目】</p> <p>ただし、分類F、Gは【選択項目】</p> |
| 部品名(素材名)                   | 再生プラスチック部品/バイオマスプラスチック/バイオマス割当プラスチック  | 部品質量(g)       | 配合率*(%) |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
|                            |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
|                            |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
|                            |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
|                            |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
| 5                          | 機器に使用されるプラスチック全質量(プリント基板、電子部品を除く)中にバイオベース合成ポリマー含有率またはバイオマス由来特性の割当率が10%以上か。  | 機器            |         | <p>□はい/□いいえ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラスチック全質量中のバイオベース合成ポリマー含有率</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>プラスチック全質量中のバイオマス由来特性の割当率</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※記入は該当する部分のみで構いません。数値は最低保証値または幅があっても構いません。</p>  |          | (%)                                  | プラスチック全質量中のバイオベース合成ポリマー含有率 |         | プラスチック全質量中のバイオマス由来特性の割当率 |  | <p>【選択項目】</p> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
|                            | (%)   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
| プラスチック全質量中のバイオベース合成ポリマー含有率 |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |
| プラスチック全質量中のバイオマス由来特性の割当率   |   |               |         |  |          |                                      |                            |         |                          |  |               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                       |

以上

**【各基準共通】** バイオマスプラスチック、およびバイオマス割当プラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト

| No | 目的                    | 要求(実現されなくてはならない項目)  | 対象 | 実現  | 実施方法<br>(該当する全ての項目に☑)   |
|----|-----------------------|---|----|---|---|
| 1  | 地球温暖化の防止、<br>自然生態系の保全 | 植物を栽培する主たる農地は、2008 年以降に生物多様性の価値が高い土地、炭素蓄積量の多い土地(森林・泥炭地など)からの土地改変が行われていないか。              | 農地 | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ/<br><input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*   | <input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した。<br><input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。<br>・ガイドライン名 [ ]<br>・公表場所 [ ]<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。<br>・認証制度名 [ ]<br><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入)<br>[ ]       |
| 2  | 生態系の保全                | 遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。   | 農地 | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ/<br><input type="checkbox"/> 遺伝子組み換え農作物は不使用のため本項は適用しない<br><input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない* | <input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した。<br><input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。<br>・ガイドライン名 [ ]<br>・公表場所 [ ]<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。<br>・認証制度名 [ ]<br><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入)<br>[ ] |
| 3  | 土地の酸性化・富栄養化、水質汚染の防止   | 植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。<br>「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)で規制されている農薬が使用されていないか。 | 農地 | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ/<br><input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない*   | <input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した。<br><input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。<br>・ガイドライン名 [ ]<br>・公表場所 [ ]<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。<br>・認証制度名 [ ]<br><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入)<br>[ ]      |

| No | 目的                      | 要求(実現されなくてはならない項目)  | 対象      | 実現  | 実施方法<br>(該当する全ての項目に☑)  |
|----|-------------------------|---|---------|---|--|
| 4  | 適正な水利用                  | 植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。  | 農地      | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ/<br><input type="checkbox"/> 残渣・副産物または廃棄物に該当するため、本項は適用しない* | <input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令(取水制限など)を確認した。<br><input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。<br>・ガイドライン名 [ ]<br>・公表場所 [ ]<br><input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。<br>・認証制度名 [ ]<br><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入)<br>[ ] |
| 5  | 再生資源の利用,食糧との競合回避        | バイオマスプラスチック(原料樹脂)、およびバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。   | 原料樹脂    | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ/<br><input type="checkbox"/> 再生資源が入手できないため本項の適用外           | 使用する再生資源名<br>[ ]<br>再生資源の発生量・割合<br>[ ]   |
| 6  | 地球温暖化の防止                | 粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。   | 粗原料製造工場 | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ/<br><input type="checkbox"/> 本項の適用外(左記に該当しない)              | <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。<br><input type="checkbox"/> その他(具体的に記入)<br>[ ]   |
| 7  | 非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用 | 栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガス、オフガスなど)や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。   | 製造工場    | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ  | エネルギー名と活用方法<br>[ ]   |
| 8  | 法令順守                    | バイオマスプラスチック(原料樹脂)製造、およびバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック製造を行う工場(モノマー製造、樹脂製造)は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など法令を順守しているか。 | 樹脂製造工場  | <input type="checkbox"/> はい/<br><input type="checkbox"/> いいえ  | モノマー製造事業者・工場名<br>[ ]<br>樹脂製造事業者・工場名<br>[ ]   |

\* EU の再生可能エネルギー指令(RED)による残渣・副産物(Residues)または廃棄物(Waste)